

| | |
|--|-------------------|
| 陳 情 第 4 号 | 令 2. 1 1. 2 5 受 理 |
| <p>(件 名)</p> <p>「地域自治」の充実について</p> | |
| <p>(陳情の要旨)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 「鹿児島市自治基本条例」を早急に制定すること。2. 地域コミュニティ協議会の活動拠点の整備計画を策定すること。 <p>以上の2点について、その実現方を市長及び当局に強く要請していただくよう陳情する。</p> <p>(陳情の理由)</p> <p>「鹿児島市コミュニティビジョン（平成23年3月策定）」に基づく地域コミュニティ協議会も今や全ての小学校区において設立が終わり、全市規模で活動を展開している。制度発足から間もなく10年になろうとする今日であるが、本市の地域コミュニティ協議会は「鹿児島市地域コミュニティ協議会の設立等に関する要綱」に基づき運営されており、大変脆弱なシステムである。</p> <p>しかしながら、今日、全国の多くの自治体では、「地域コミュニティ組織」に総合性と正当性を持たせる「自治基本条例」を制定・施行して安定的で持続可能な制度設計に踏み切っているのが実情である。九州でもほぼ全ての県都が「自治基本条例」を定めており、要綱に基づき施策に取り組んでいるのは本市のみである。早急な条例制定が望まれる。</p> <p>また、本市における地域コミュニティ活動の拠点は、ほとんどの協議会で教育委員会が所有する校区公民館を間借り（事務所のみ）している状態が継続している。言うまでもなく、校区公民館はその設置目的からして、地域コミュニティ活動の拠点にはなり得ない「不適格」な建物である。さらに、狭隘な事務室や急峻な階段など高齢者や障がい者等にとっては危険すぎて使用が難しく、この建物が地域コミュニティ活動の拠点になり得るはずがない。</p> <p>今後、人口減少・少子高齢化が進む中で地域と行政が連携してパートナーシップを組んで地域福祉の向上を担い、地域課題の解決を図る要として、本市の地域コミュニティ協議会がその使命を果たすためには、独自の多機能な施設が不可欠である。先進都市が計画的に「センター」的拠点の整備を進めたように、本市も英断を下す時期に来ている。老朽化する校区公民館の改廃問題が浮上して初めて検討することがあってはならない。鹿児島市は、早急に地域コミュニティ協議会の活動拠点の整備計画について、策定に向けた検討に着手すべきである。</p> | |